

令和8・9年度市川町建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

市川町が行う建設工事、測量・建設コンサルタント業務の競争入札に参加しようとする方は、あらかじめ建設工事等競争入札参加資格審査申請を行い、競争入札等参加資格を有する者の名簿への登録が必要ですので、下記により期限までに申請書を提出してください。

1. 申請を受け付けない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号に該当する事実により、入札参加の資格制限を受けその期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事又は製造を粗雑にした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 発注者側の監督員及び検査員の職務を妨げた者
- (3) 建設工事等競争入札参加資格審査書及びその添付書類に虚偽の記載をして申請した者
- (4) 建設工事にあっては、建設業法による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
なお、経営規模等評価結果通知書は決算日から1年7箇月以内のものでなければ有効ではありません。
また、今後市川町と契約する時点にも、必ず有効な経営規模等評価結果通知書を有していなければなりません。
- (5) 測量・建設コンサルタントにあっては、営業に関し、法律上必要とする登録を受けていない者
- (6) 市川町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者

【社会保険加入の要件化について】

当町においては、建設工事等入札参加資格審査申請の受付に関し、技能労働者等の就労環境の改善を図るため、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険」という。）に加入していることを資格審査申請の要件としております。

・社会保険加入状況の確認方法について

社会保険の加入状況については、資格審査申請時に提出する経営規模等評価結果通知書の「他の審査項目（社会性等）」欄により確認します。

- (1) すべての社会保険の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、申請を受け付けます。
- (2) いずれかの社会保険の加入の有無が、「無」となっている場合は、申請を受け付けません。

2. 申請方法

【町内業者】：電子申請 又は 書面申請

【福崎町、神河町内業者】：電子申請 又は 書面申請

【上記以外の業者】：電子申請 のみ

3. 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月19日（木）まで

【電子申請の場合】：最終日の23時59分まで入力可能

【書面申請の場合】：9時から17時（土・日曜日及び祝日除く）

郵送の場合は、受付期間内必着のものに限ります。

4. 提出書類

【電子申請の場合】：市川町公式ホームページのリンク先より確認してください。

【書面申請の場合】：別記『提出資料【建設工事】』、『提出資料【測量・建設コンサル】』のとおり

5. 受付後の有効期間

令和8年度・令和9年度（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

※名簿は年度毎に作成します。各年度の名簿（各4月1日現在）登録において、下記の①から④に該当する場合はすみやかに変更届を提出してください。

- ① 住所、商号、代表者、連絡先、受任者情報、使用印鑑、資本関係及び人的関係に関する事項等、重要な変更がある場合
- ② 建設業許可番号が変わる場合
- ③ 建設業の許可について建設業の種類に変更がある場合
- ④ 営業に関し法律上必要となる登録証明の新たな登録や廃業がある場合

単なる許可の更新や申請後に新たな経営規模等評価結果通知書の交付を受けても、建設業の許可の変更を伴う場合を除き変更届の提出は不要です。

6. 準町内業者の指定について【※水道事業は除く】

市川町以外の市町村に本店（本社）を置く建設業者の方が、市川町内に支店等（支店が履歴事項全部証明書に掲載され、契約権限を有するものであること）を置かれ、準町内業者の指定を希望される場合は、市川町建設工事等競争入札参加資格審査申請書の提出時に別紙の「準町内業者指定希望調書」に必要書類を添付し、提出してください。

後日、書類審査及び現場確認を行い、事務所の状況等から町内業者に準ずる扱いとするのが適当であると市川町建設工事入札参加者審査会が判断した指定業者を準町内業者として取り扱います。

指定要件は、次のとおりです。

（1）町内にある事務所が建設業の許可を有すること。

（2）町内にある事務所について、法人等の設立・事務所事業所新設の申告を行い受理されている

こと。

(3) 町内にある事務所に配置している職員が、2人以上（うち技術職員が1人以上）であって、うち1人以上が常駐すること。

(4) 事務所が独立し、必要な備品等を適正に配置していること。

(5) その他、支店等現場確認チェックリストの要件に適合していること。

※ 指定後であっても、指定要件に適合しなくなったと判断する場合は、指定を解除することがあります。

7. 提出先・問合せ先

市川町役場 3階 総務課

電話番号（0790）26-1010（代）内線315

令和8・9年度 市川町競争入札参加資格審査申請書提出資料等
(建設工事)

別記 1

【提出書類一覧表】

番号	様式	提出書類	備考	書面申請 写し可
1	1-1	競争参加資格審査申請書	総務省標準様式(A4縦)【押印不要】 (国土交通省統一様式は受付不可) 【電子申請については、システムへ直接入力】	—
2	2-1	競争参加資格希望工種表	希望する業種を記入してください。 【電子申請については、システムへ直接入力】	—
3	2-2	営業所一覧表 (本店のみの場合提出不要) 様式2-2は【書面申請】の様式です。 電子申請の場合は様式2-3のみの提出となります。	営業所が5箇所以内の場合(A4縦) 【電子申請については、システムから様式2-3をダウンロード】	—
	2-3		営業所が5箇所以上の場合(A4縦) 登録(委任)する営業所は様式2-2で提出し、他の営業所は様式2-3で提出してください。 様式2-3は自社様式『可』	
4		印鑑証明書		○
5	4	委任状	委任者がある場合のみ提出してください。 【電子申請システムの 町内・県内・県外の選択は、委任先の住所を選択】	×
6	5	使用印鑑届		×
7		経営規模等評価結果通知書	【電子申請システムの 技術者数の入力は、1級、2級以外は【その他】へ入力】	○
8		建設業許可(登録)証明書 又は許可通知書		○
9	6	工事経歴書	直近2年程度のものを提出してください。 経営規模等評価申請書様式『可』	—
10		技術職員名簿	経営規模等評価申請書様式『可』	—
11		履歴事項全部証明書	個人の場合は、代表者の身分証明書の写し	○
12		完納証明書(町税) (市川町役場提出用)	町内業者のみ ・法人等: 法人町民税、固定資産税、軽自動車税 ・個人: 住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税	○
13		納税証明書(国税)	(未納が無いことの証明書) ・法人: 法人税、消費税 ・個人: 所得税、消費税	○
14		建設業退職金共済組合加入証明書	未加入の場合は未加入理由書(様式12【押印不要】)	○
15	9	暴力団排除に関する誓約書	【押印不要】	—
16	10	誓約書 (資本関係及び人的関係に関する事項)	建設業者に限らず設計・コンサル会社等についても記載してください。 市川町への登録の有無に関わらず関係するすべての会社を記載してください。(記入欄が足りない場合は別紙を添付すること)	×
17	11	準町内業者指定希望調書 【水道事業は除く】	町内に支店等を有する者で、準町内業者の指定を希望される場合は、提出してください。 ただし、履歴事項全部証明書に支店等が掲載され、かつ契約権限を有すること。【押印不要】	—

◆ 注意事項

- (1) 電子申請システムの**町内・県内・県外の選択**について、**支店等へ委任される場合は、委任先の住所を選択**してください。
- (2) 電子申請システムの**技術者数の入力**について、**1級、2級以外は【その他】へ入力**してください。
- (3) 書面申請の場合は、上記の提出書類は、A4サイズで上記の順に、**クリップ止め**で提出してください。
- (4) 証明書関係については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、**証明年月日が申請書提出時の概ね3ヶ月以内のもの**を使用してください。
- (5) 建設工事、コンサルタント両方申請する場合は、それぞれ区分ごとに申請してください。
- (6) 書類に不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
- (7) 水道事業のみでの登録を希望される方は、準町内業者指定希望調書の提出は必要ありません。
- (8) 書面申請の場合は、提出書類の受理書又は、登録証は発行していません。
必要な場合は、提出書類と一緒に、切手を貼ったはがき、封筒を入れてください。

令和8・9年度 市川町競争入札参加資格審査申請書提出資料等
(測量・建設コンサル等)

【提出書類一覧表】

番号	様式	提出書類	備考	書面申請 写し可
1	1-1	競争参加資格審査申請書	総務省標準様式(A4縦)【押印不要】 (国土交通省統一様式は受付不可) 【電子申請については、システムへ直接入力】	—
2	3-1	競争参加資格希望工種表 経営状況調査表	希望する業種、経営状況を記入してください。 【電子申請については、システムへ直接入力】	—
3	3-2	営業所一覧表 (本店のみの場合提出不要)	営業所が5箇所以内の場合(A4縦) 【電子申請については、システムから様式3-3をダウンロード】	—
	3-3	様式3-2は【書面申請】の様式です。 電子申請の場合は様式3-3のみの提出となります。	営業所が5箇所以上の場合(A4縦) 登録(委任)する営業所は様式3-2で提出し、その他の営業所は様式3-3で提出してください。 様式3-3は自社様式『可』	
4		印鑑証明書		○
5	4	委任状	委任者がある場合のみ提出してください。 【電子申請システムの 町内・県内・県外の選択は、委任先の住所を選択】	×
6	5	使用印鑑届		×
7		営業に関し法律上必要となる登録証明書		○
8	7	測量等実績調書	直近2年程度のものを提出してください。 自社様式『可』	—
9	8	技術者経歴書	自社様式『可』	—
10		履歴事項全部証明書	個人の場合は、代表者の身分証明書の写し	○
11		完納証明書(町税) (市川町役場提出用)	町内業者のみ ・法人等: 法人町民税、固定資産税、軽自動車税 ・個人: 住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税	○
12		納税証明書(国税)	(未納が無いことの証明書) ・法人: 法人税、消費税 ・個人: 所得税、消費税	○
13	9	暴力団排除に関する誓約書	【押印不要】	—
14	10	誓約書 (資本関係及び人的関係に関する事項)	設計・コンサル会社に限らず建設業者等についても記載してください。 市川町への登録の有無に関わらず関係するすべての会社を記載してください。(記入欄が足りない場合は別紙を添付すること)	×

◆ 注意事項

- (1) 電子申請システムの**町内・県内・県外の選択**について、**支店等へ委任される場合は、委任先の住所を選択**してください。
- (2) **書面申請**の場合は、上記の提出書類は、A4サイズで上記の順に、**クリップ止め**で提出してください。
- (3) 証明書関係については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、**証明年月日が申請書提出時の概ね3ヶ月以内のもの**を使用してください。
- (4) 建設工事、コンサルタント両方申請する場合は、それぞれ区分ごとに申請してください。
- (5) 書類に不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
- (6) 書面申請の場合は、提出書類の受理書又は、登録証は発行していません。
 必要な場合は、提出書類と一緒に、切手を貼ったはがき、封筒を入れてください。

資本関係又は人的関係がある者同士の 同一入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

この基準は、市川町が一般競争又は指名競争入札により発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものである。

2 取扱い

一般競争又は指名競争入札により発注する建設工事等において、同一の入札案件に参加する複数の者の関係が、3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合、以下のとおり取り扱う。

（一般競争入札）

基準に該当する者から入札参加の申込みがあった場合は、入札参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めないものとする。ただし、入札参加資格がない旨の通知に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する一者を除く全てが入札参加の申込みを取り下げた場合はこの限りでない。

（指名競争入札）

指名しようとする者のうち基準に該当する者があるときは、基準に該当する者の中から一者を指名し、その後の同一の入札案件毎に交互又は順番に指名するものとする。

3 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4 一般競争入札時の公告等への記載等

- (1) 一般競争参加資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。
- (2) 基準に該当する者の行った入札は無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。
- (3) 入札参加申込時に「誓約書（資本関係及び人的関係に関する事項）」が事実と相違ないことを誓約した書面を提出させるものとする。

5 資本関係又は人的関係の確認等

- (1) 一般競争入札については、提出のあった誓約書により「関係する会社」の有無等を確認する。
- (2) 指名競争入札については、入札参加資格審査申請時の全部事項証明書等により「関係する会社」の有無等を確認する。
- (3) 「関係する会社」同士が当該入札に参加している場合は上記2の規定のとおり取り扱う。

6 基準に該当することが判明した場合の取扱い

- (1) 契約前に判明した場合

契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の

場合は当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。

(2) 契約後に判明した場合

虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、基準に該当する双方の者は指名停止の対象とする。

7 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

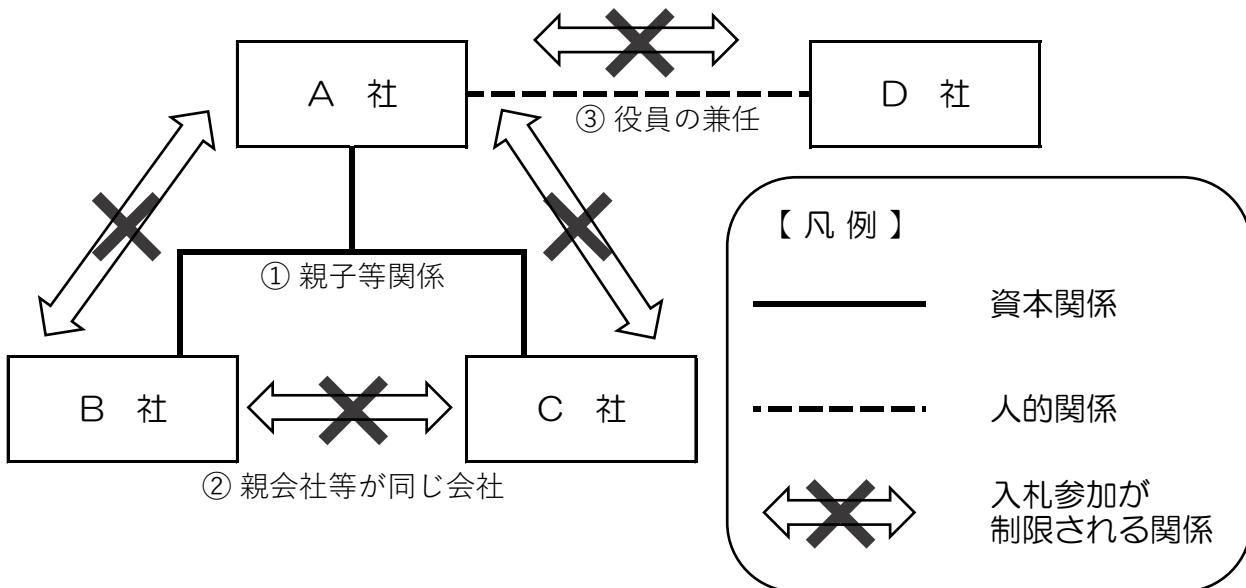
8 施行期日

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

【参考】

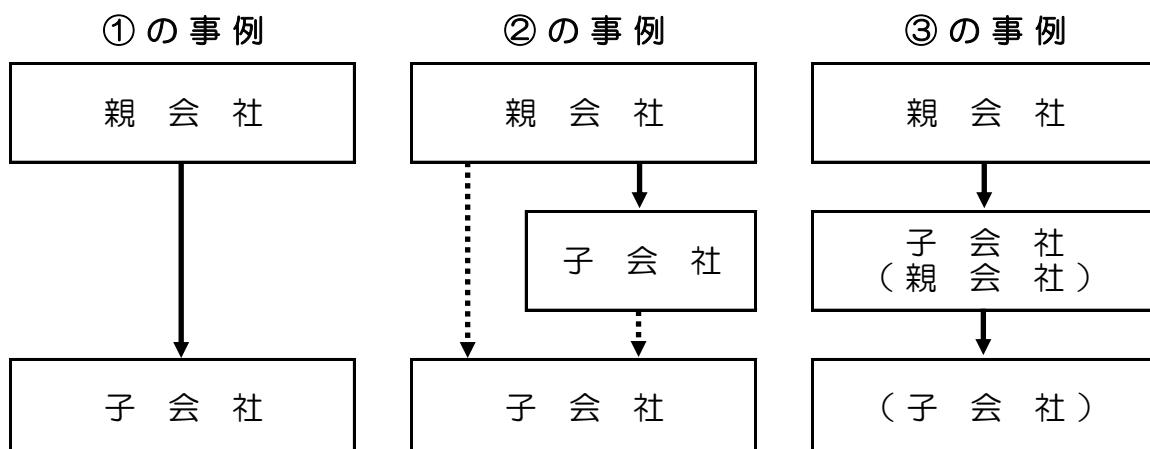
入札参加が制限される例

- ① 親会社等と子会社等の二者
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士
- ③ 役員の兼任



親子会社の例

- ① 直接過半数の議決権を所有している場合
- ② 親会社と子会社を合わせて議決権の過半数を所有している場合
- ③ 子会社が議決権の過半数を所有している場合



【凡例】

↓ 議決権の過半数を所有

↓ 合算すると議決権の過半数を所有